財團法人 協調會福岡出張所

の契約違反として授業期間一日四十錢宛の損害賠償請求の手段に出でんとしたのである。

かくて双方の態〳〵度強硬となりたる儘一時相對時したるも、後弟側にては其後遂に何等の交渉に出でず他に徒弟就職の運動をなし六月より七月に亘り殆んど就職をなしたるものゝ如く、一方事業主に於ても亦徒弟側より何等要求し來らざるを以て積極的に抗爭するの態度もなく、龍頭蛇尾自然消滅となつた模様である。

⊙添付書類

師弟約定證書